

「益城町にぎわい活性化補助金」交付申請受け付け中

町のにぎわいを創出するため、「益城町にぎわい活性化補助金」の交付申請を受け付けています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

なお、補助金の交付申請は、各事業につき1回のみです。



募集期限 5月13日(金) ※全ての事業共通

採択要件 採択された場合、令和5年3月31日(金)までに事業を完了すること。

展示会等出展参加 PR 事業

- 対象事業** 県外で開催される、販路拡大を目的とした展示会などへの参加
- 対象者** 町内に本社が主たる事業所などがある事業者 など
- 対象経費** 展示会などへの参加に使用する費用(出展料、展示装飾料、備品リース料など)
- 補助金額** 対象経費の2分の1以内(上限20万円)

にぎわい活性化事業／中心市街地活性化事業

対象事業 補助対象者自らが主催し、町で実施するにぎわいづくりに寄与する取り組み

※**中心市街地活性化事業は、「益城町中心市街地活性化基本計画」記載事業に限る**

対象者 町のにぎわいづくりに寄与する取り組みを行う個人、法人か団体(町内外は不問)。法人か団体の場合は、定款などの組織運営に関する定めを有することなどが要件

対象経費 取り組みや活動に使用する費用(会場使用料、印刷製本費、物品リース料など)

補助金額 対象経費の3分の2以内(上限100万円)

特産品開発事業

対象事業 町の特産品を開発または改良し、新しく商品化する事業

対象者 町内に本社が主たる事業所などがある事業者。町の農産物を主原料として開発に組み込む町外事業者 など

対象経費 特産品開発・改良に使用する費用(原材料費、印刷製本費、備品リース料など)

補助金額 対象経費の2分の1以内(上限50万円)

☎ 産業振興課 商工観光係 ☎ 289 - 8307

町でヘルプマークの交付手続きができます

義足や人工関節を使用している、難病や内部障がい、妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人がいます。そのような人たちが、周囲の人に配慮が必要なことを知らせ、援助を得やすくなるようヘルプマーク(ストラップ型)が交付されています。

交付手続きはこれまで、県庁や県の各広域本部・地域振興局での受け付けのみでしたが、4月から役場福祉課の窓口でもできるようになりました。

援助や配慮を必要とする人であれば、誰でも手続きできます。窓口でお申し出ください。

ヘルプマークを付けている人を見掛けたら…

電車やバス内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、思いやりの心を持って積極的に行動するよう心掛けましょう。

☎ 福祉課 障がい支援係

☎ 286 - 3115

県健康福祉政策課 地域支え合い支援室

☎ 333 - 2202

